

議案第 19 号

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 3 月 8 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成25年四万十町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を第5項とし、同項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った町長に届け出るものとする。

第8条第1項中「第44条第6項第2号」及び「第44条第6項第3号」を「第44条第6項」に改める。

第9条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は第8条の

2 第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。) ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設」に改める。

第9条第2項中「法第8条第24項」を「法第8条第25項」に、「第44条第6項第4号」を「第44条第6項」に改める。

第37条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第39条を次のように改める。

(地域との連携等)

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員(町の区域内に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する場合に限る。)又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等と連携し、又は協力することその他の地域との交流を図らなければならない。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第44条第6項を次のように改める。

- 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設

等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の業務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病棟を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第44条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「法第8条の2第18項」を「法第8条の2第16項」に、「当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項各号に」を「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に」に改める。

第45条第1項中「前条第6項各号に掲げる施設等の業務若しくは」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の業務、」に改め、「これらの事業に係る業務を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」に加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指

定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)まで

登 録 定 員	利 用 定 員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第63条中「第44条第6項各号」を「第44条第6項」に改める。

第64条第2項第8号中「第62条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改める。

第65条中「及び第31条から第38条まで」を「、第31条から第36条まで及び第37条（第4項を除く。）から第39条まで」に、「と読み替えるものとする。」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。」に改める。

第66条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、」を「行い、」に改める。

第70条中「法第8条の2第17項」を「法第8条の2第15項」に改める。

第74条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第85条第2項第7号中「第62条第2項」を「第39条第2項」に改める。

第86条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条」に、「第59条、第61条及び第62条」を「第59条及び第61条」に、「第56条中」を「第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中」に改め、「と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を削る。

附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とする。

附 則

この条例は、平成29年 3 月31日から施行する。